

令和
7年度

物価高対応子育て応援手当のご案内

1. 支給時期



大阪市HP 2次元コード

このたび、物価高の影響が長期化する中で、特にその影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の全国一律の支援として、子育て応援手当を支給します。

- 支給時期：**令和8年2月26日（木）**
- この案内を受け取られた方は、支給対象児童にかかる手当を申請不要で受け取れます。

2. 支給額 支給方法

児童1人につき

2万円（1回限り）

※現在、児童手当を受給している口座へ「ブツカダカタイオウ
コソダテオウエンテアテ」の名目で振込をします。

※振込通知を発送しませんので、通帳記入で確認してください。

3. 今回の案内で支給される対象者

- ①令和7年10月6日の児童手当を受給されている方
- ②令和7年10月31日以前に出生した児童
- ※11月以降に出生した児童については、改めてご案内をお送りいたします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

【ご注意ください】
次の方は下記期限までに申請が必要です。

● **児童手当受給口座を解約・変更等している場合**

口座変更等の手続きが必要です。（支給対象者名義に限る）
右の2次元コードの口座変更申請フォームへ申請をお願いいたします。
※児童手当受給口座はこちらの申請フォームで変更にならないため、
お住まいの区の区役所などで手続きをお願いいたします。



口座変更用
2次元コード

● **物価高対応子育て応援手当の支給を希望されない場合**

辞退申請が必要です。
右の2次元コードの辞退申請フォームへ申請をお願いいたします。



辞退申請
2次元コード

（辞退等期限：令和8年2月16日（月）必着）

※上記期限までに連絡がない場合は、振込を行います。

● **こんなときはどうなるの？**

■ **本案内が届いた以後に、引っ越した場合はどうなりますか？**

大阪市内で児童手当を受給していた口座に振り込みされますので、物価高対応子育て応援手当が振込完了するまで、口座解約しないようご協力をお願いいたします。

■ **DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？**

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

* お問い合わせは、下記までお電話ください

■ 大阪市こども青少年局

子育て支援部管理課

「物価高対応子育て応援手当

コールセンター」

TEL 06-6208-8113

（受付時間：平日9:00～17:30）

（制度に関すること）

■ **こども家庭庁 コールセンター**

TEL 0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所や区役所、こども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、左記担当や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。